

第 91 類 時計及びその部分品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 時計用のガラス及びおもり（構成する材料により該当する項に属する。）
 - (b) 携帯用時計の鎖（第 71.13 項及び第 71.17 項参照）
 - (c) 第 15 部の注 2 の卑金属製のはん用性の部分品（第 15 部参照）、プラスチック製のこれに類する物品（第 39 類参照）及び貴金属製又は貴金属を張つた金属製のこれに類する物品（主として第 71.15 項参照）。ただし、時計用ばねは、時計の部分品（第 91.14 項参照）の項に属する。
 - (d) 軸受用玉（第 73.26 項及び第 84.82 項参照）
 - (e) 第 84.12 項の物品で脱進機なしで作動するように組み立てたもの
 - (f) 玉軸受（第 84.82 項参照）
 - (g) 第 85 類の物品。ただし、相互に又は他の物品と組み合わせることにより、時計用ムーブメント又は時計用ムーブメントに専ら若しくは主として使用するのに適する部分品にしたものを除く（第 85 類参照）。
- 2 第 91.01 項には、ケースの全体に貴金属又は貴金属を張つた金属を使用した時計及びこれらの貴金属又は金属に第 71.01 項から第 71.04 項までの天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を取り付けた時計のみを含む。ケースに貴金属を象眼した卑金属を使用した時計は、第 91.02 項に属する。
- 3 この類において「ウォッチムーブメント」とは、てん輪及びひげぜんまい、水晶その他時間間隔を決めることができる機構により調整される装置（表示部を有するもの及び機械式表示部を組み込むことができる機構を有するものに限る。）であつて、厚さが 12 ミリメートル以下で、幅、長さ又は直径が 50 ミリメートル以下であるものをいう。
- 4 ムーブメントその他の部分品で時計用及びその他の物品（例えば、精密機器）用のいずれの用途にも適するものは、1 の物品を除くほか、この類に属する。